

三重労働局発表
平成21年12月10日

担 当	需給調整事業室
	室長
	内田 護
	需給調整指導官 鈴倉 信男
電話059-226-2165	

特定労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

三重労働局長（柳瀬倫明）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分特定労働者派遣事業主

名称 中尾雅春
代表者の職氏名 中尾雅春
事業所の所在地 三重県亀山市安坂山町2628
届出受理年月日 平成20年5月7日
届出受理番号 特24-300717

名称 山通株式会社
代表者の職氏名 山本良和
事業所の所在地 三重県松阪市飯南町粥見73
届出受理年月日 平成20年2月8日
届出受理番号 特24-300651

名称 クローバー
代表者の職氏名 小川昭繁
事業所の所在地 三重県津市愛宕町106
届出受理年月日 平成17年4月14日
届出受理番号 特24-300066

名称 三木長生
代表者の職氏名 三木長生
事業所の所在地 三重県伊賀市四十九町1763-8
届出受理年月日 平成18年1月13日
届出受理番号 特24-300153

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は4のとおり)

第3 処分理由

中尾 雅春、山通株式会社、クローバー、三木長生は、

- 1 労働者派遣法第23条第1項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出することなく、
- 2 これに対する労働者派遣法第48条第1項の指導に従うことなく、
- 3 また、労働者派遣法第50条に基づき、報告を求めたにもかかわらず、これを提出することなく、

労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について、提出すること。

(参考)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(事業報告等)

第23条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第48条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第49条の3第1項、第50条及び第51条第1項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告)

第50条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第17条 法第23条第1項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

(報告等)

第47条 厚生労働大臣は、法第五十条の規定により、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

三 法第48条第1項の規定による指導及び助言並びに同条第2項の規定による勧告

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

六 法第50条の規定による報告徴収